㊙

政策研究

地方行政の指針

No. 41−611024

目次

〔語学指導等を行う外国青年招致事業について〕

自治大臣官房企画室
理事官　片木　淳

一　趣旨・目的
二　事業主体
三　外国青年の募集・選考
四　外国青年のあっせん、研修等
五　外国青年の処遇等
六　国際化推進自治体協議会
(ア)　趣旨・目的
(イ)　協議会の活動
(ウ)　協議会の機関

編集・発行　株式会社　共同通信社　行政研究会　〒107　東京都港区赤坂1丁目9番20号　電話03(586)0154(代)

「語学指導等を行う外国青年招致事業について」

自治大臣官房企画室
理事官　片木　淳

我が国の国際化の進展に伴い、地域レベルでの国際交流を深めることが急務とも言える状態になっている。自治省としても、地方公共団体における円滑な国際交流を促進することとし、その一環とし、昨年語学指導等を行う外国青年3,000名の招致構想を公表した。爾来、その実現のため鋭意諸般の準備を進めてきたところであるが、この程、外務省及び文部省の協力をも得て、当該事業の実施要綱を定め、各都道府県知事及び政令指定都市市長宛て自治、文部及び外務の3事務次官名で通知した（昭和61年10月8日付け自治画第84号）。またこの間において、事業の実施主体である都道府県及び指定都市で組織する国際化推進自治体協議会も、設立されている。本稿では、これらの概要につき説明する。

一　趣旨・目的

本事業で来日する外国青年は、中学校、高等学校等で英語を教えたり、地域の住民と様々な形で交流を深めたりすることとされている。即ち、これによって、我が国における外国語教育の充実を図ることと、地域レベルでの国際交流の進展を図ることが期待されているのである。そして窮局的には、これらのことを通じて、諸外国との相互理解を増進し、以って我が国の国際化の促進に資するものと考えられている。

二　事業主体

事業主体は、地方公共団体とするが、当面は、都道府県と指定都市に限っている。但し、要望があれば、市町村、私立学校、民間企業等にあっせんすることとしている。

本事業は、地方公共団体の単独事業として実施される。従来、文部省の補助事業等として実施されてきた米国及び英国からの英語教育担当者招致事業は、本事業ができたことにより、本事業に発展的に継承されることになっている。今後は、補助金によらない地方公共団体の自主的な事業として実施さ

れることになる。

事業主体として本事業を実施する場合に必要となる経費のうち、外国青年の赴任時、帰国時の旅費、当該団体の特別職の公務員としての活動に対する報酬等については、地方公共団体の国際化、国際交流経費の一環として地方交付税の基準財政需要額において所要の算入措置が講ぜられる予定である。

三　外国青年の募集・選考

地方公共団体の内部において、外国青年をいかに配置し、いかに活用するかは、知事又は市長が定める。この場合、学校等において語学指導等を行う外国青年については、教育委員会と十分連携を密にすべきは、言うまでもない。

知事又は市長は、このような外国青年の配置活用計画を定めて自治省に提出する。自治省は、この配置活用計画をとりまとめ、後述の国際化推進連合協議会の場を通じて関係各省と協議の上、毎年度の国別招致計画を策定する。

この国別招致計画がまとまると、外務省は、これに基づき、在外公館を通じて外国青年の募集・選考を行うこととなる。

現在までに自治省に提出された各都道府県及び指定都市の配置活用計画によれば、昭和62年度の予定人員は、約760名に上っている（表参照）。これらの外国青年は、今のところ、米・英・豪・ニュージーランドの各国から招致する予定であるが、その国別の人数の割振りは、各国の事情、各国と我が国との関係、地方公共団体の要望等を総合的に勘案して、定められることとなる。青年の募集は、これらの国々の政府の協力も得て、11月にも、我が国在外公館を通じて始められ、外国青年たちは、来年7月末にも来日の予定である。

なお、招致人員は、当面3,000人を目標に、順次、拡大してゆく方針である。

また、招致対象国についても、当面は英語圏諸国が中心とならざるを得ないと思われるが、これも、順次、拡大してゆく予定である。

四　外国青年のあっせん、研修等

選考された外国青年の各地方公共団体へのあっせんは、後述の国際化推進自治体協議会が行うこととされている。

また、来日する外国青年たちは、言語、文化、風俗習慣等の異なる異国の地で活動することとなることから、職務上及び生活上、種々の悩みやトラブルを生ずることが予想されるので、十分なオリエンテーション、研修、カウンセリング等を行う必要がある。そこでこのような外国青年の来日直後のオリエンテーション、勤務期間中の中間研修及びカウンセリングは、国際化推進自治体協議会が行うとともに、学校教育における語学指導に従事する外国青年については、別途、文部省による学校教育研修、指導及びカウンセリングが予定されている。

五　外国青年の処遇等

外国青年たちは、それぞれの地方公共団体において特別職の地方公務員として雇用されることとなる。従って地方公務員法等の適用は受けない。勤務期間は、原則として一年とし、必要に応じて更新することができることとされている。

外国青年の処遇は、本来、それぞれの地方公共団体が雇用主として決定すべき問題であるが、実際問題上、外国青年相

互間の均衡に配慮する必要があろう。赴任時、帰国時の旅費、勤務に対する報酬等地方交付税の基準財政需要額に算入される項目については、それを一応の目安とすることが可能であるが、住宅関係経費等その算入が困難なものについては、適宜、地方公共団体間で調整を行うことが望ましいものと思われる。

六　国際化推進自治体協議会

去る9月30日、国際化推進自治体協議会の設立総会が開催され、10月1日から同協議会が発足している。その概要は、次のとおりである。

(ア)　趣旨・目的

外国青年招致事業を実施する都道府県及び指定都市による共同組織を設立し、後述の諸活動を行うこと等を通じ、以って地域レベルでの国際交流、国際化対策の円滑な推進を図ることである。

(イ) 協議会の活動

先ず、外国青年の招致事業の推進として、外国青年の募集・選考に関する連絡調整、地方公共団体等へのあっせん、オリエンテーション・研修、地方公共団体等への受け入れ指導、福利厚生及びカウセリング、赴任時及び帰国時の渡航調整、関係団体、関係機関等との連絡・調整を行うこととしている。

さらに、本協議会の目的（地域レベルの国際交流の促進）のために必要な事項を行うとしており、私見であるが、将来は、地方公共団体等の実施する地域レベルの国際交流の中央センターとしての機能を果たし得る可能性をも有している。

(ウ) 協議会の機関

協議会には、総会が置かれるとともに、役員として、会長、副会長及び監事が置かれている。現会長は鈴木東京都知事である。

この協議会の実際の運営は、全国7ブロック毎に各ブロックの都道府県が協議して指名する者と10の指定都市が協議して指名する者（いずれも、部（局）長クラ

スの担当者とする。）で構成する運営委員会が行うことになっている。

このほか、協議会の重要事項について助言を行う評議員会及び専門的事項について協議・執行する機関として専門委員会を設けることとしている。

協議会には、事務局も置かれ、専任の事務局長と数名のスタッフで構成されることとされている。事務所は、東京都（都道府県会館内）に置かれている。

なお、本事業の円滑な推進を図るため、地方公共団体の側と国の3省との間の連絡協議の場として、国際化推進連合協議会が設けられる予定である。

◎語学指導等を行う外国青年各都道府県配置予定表

昭和６１年１０月１５日現在

	（人）人数計	職務別内訳 語学指導	国際交流
1 北海道	11	10	1
2 青森	8	8	
3 岩手	24	23	1
4 宮城	8	8	
5 秋田	5	5	
6 山形	11	11	
7 福島	14	13	1
8 茨城	28	27	1
9 栃木	23	23	
10 群馬	22	22	
11 埼玉	27	27	
12 千葉	45	45	
13 東京	20	18	2
14 神奈川	11	11	
15 新潟	10	9	1
16 富山	11	11	
17 石川	11	11	
18 福井	36	36	
19 山梨	7	6	1
20 長野	14	14	
21 岐阜	23	21	2
22 静岡	30	30	
23 愛知	7	7	
24 三重	15	15	
25 滋賀	10	10	
26 京都	16	16	
27 大阪	17	16	1
28 兵庫	21	21	
29 奈良	6	5	1
30 和歌山	4	4	
31 鳥取	4	4	
32 島根	10	10	
33 岡山	7	6	1
34 広島	11	11	
35 山口	10	10	
36 徳島	5	5	
37 香川	5	4	1
38 愛媛(検討中)	20	20	
39 高知	12	12	
40 福岡	18	17	1
41 佐賀	11	10	1
42 長崎	5	5	
43 熊本	32	31	1
44 大分	5	4	1
45 宮崎	11	10	1
46 鹿児島	23	22	1
47 沖縄	16	15	1
都道府県計	700	679	21
1 札幌	4	3	1
2 川崎	2	2	
3 横浜	14	11	3
4 名古屋	5	4	1
5 京都	3	2	1
6 大阪	14	12	2
7 神戸	2	2	
8 広島	6	6	
9 北九州	5	5	
10 福岡	2	2	
指定都市計	57	49	8
合計	757	728	29

数は、その後増加している。